

クラブ・団体代表者様
クラブ・団体事務局様

平成19年12月吉日
JMRC関東事務局

平成20年度後払慶弔見舞金制度(旧共済)改定点の要約

後払慶弔見舞金制度

長年行ってきました掛金(クラブ員会費)を集めて、積み立てし、そこから見舞金を支出するシステムでは、来年4月以降保険業法に抵触します。そこで、見舞金制度を保険業法に抵触しないシステムに改定することで、制度継続することが7月の理事会で承認され、1月よりスタートします。

1. 名称は？

「後払慶弔見舞金制度」(規約第6章)

見舞金支払い事由発生後、クラブより見舞金分担額を徴収します。支払い事項確認時の総登録数を分母とし、クラブ・チーム・団体からの登録人数の構成比で按分し、見舞金を分担します。(規約第19条)

例)総登録数 見舞金30万時の場合 同460万(死亡)の場合
5000人 60円/一人当たり負担額 920円/一人当たり負担額
クラブからの登録人数に応じてご負担いただきます。

2. 費用は？

JMRC関東年会費 従来通り(規約第21条)

公認団体30万円、加盟団体15万円、準加盟団体10万円、公認クラブ10万円、加盟クラブ3万円、準加盟クラブ1万円、承認チーム1万円

後払慶弔見舞金制度対象者登録料(規約第21条)

千円/一人・年間

ワンイベント見舞金準登録料(規約第21条)

千円/一人・回

3. 保障内容は？

従来通りです。

JMRC関東の見舞金支払い限度額は500万円ですが、JMRC全国「共同共済」とのリンクにより、最高保障額1000万円です。(細則第2条)(関東から500万+全国から1000万円、合計1500万円ではありません)

4. JMRC関東に登録しないと？

1. JMRCシリーズの開催ができません。

2. 後払慶弔見舞金制度が利用できません。有効な保険に個人で加入になります。

3. 選手のポイントは有効ですが、エントリーフィーの割引対象になりません。(ポイントはシリーズによって無効の場合有り)

5. 「競技会に有効な保険」として扱われるのか？

従来通りです。

以上